

## 「本田宗一郎」自筆画（複製版）貸出要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「本田宗一郎」自筆画（複製版）（以下「複製画」という。）の活用を図るため、浜松市長（以下「市長」という。）が所蔵する複製画を貸し出すことに關し、必要な事項を定める。

### （対象複製画）

第2条 貸出しする複製画は、別表1に定めるとおりとする。

### （貸出し対象者）

第3条 複製画の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

（1）国及び地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体

（2）その他市長が適当であると認める個人及び団体

2 複製画の貸出しを受けようとするものは、その目的及び内容が次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

（1）政治活動であるもの

（2）宗教活動であるもの

（3）営利を主目的とするもの

（4）一般市民に鑑賞する機会が与えられていないもの

（5）公序良俗に反するもの

（6）その他市長が必要とする要件を満たさないもの

### （申込み）

第4条 複製画の貸出しを受けようとするものは、借用申込書（様式第1号）を借用する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

2 借用申込書の受付開始期間は、借用する日の6月前とする。

### （貸出しの承認）

第5条 市長は、貸出しを承認したときは、申込みをしたものに対し、貸出承諾書（様式第2号）を交付する。

2 複製画の貸出しを受けるときは、前項の貸出承諾書を掲示しなければならない。

### （貸出期間）

第6条 同一申込者に対する同一作品の貸出期間は、原則として3月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

### （使用料）

第7条 複製画の使用料は、無料とする。ただし、複製画の貸出し、返却及び貸出期間中の維持管理に要する経費は、貸出承認を受けたものの負担とする。

### （遵守事項）

第8条 複製画の貸出承認を受けたものは次の事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 善良な維持管理に努めること。
- ( 2 ) 譲渡、交換及び転貸しないこと。
- ( 3 ) 貸出期間中に損傷等した場合は、直ちに市長に届け出ることとし、その修理に要する費用は、貸出承認を受けたものの負担とする。ただし、不可抗力等の貸出承認を受けたものの責めによらない理由と市長が認めるときは、この限りでない。

( 貸出しの取消し )

第 9 条 市長は、貸出承認を受けたものが、この要綱の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

( 原状回復 )

第 10 条 貸出承認を受けたものは、その複製画を原状に復し返納しなければならない。  
なお、前条の規定により取り消された場合も同様とする。

( 委任 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

貸出複製画一覧表

NO	作品名	NO	作品名
1	愛犬	44	手形
2	青い鉢の桃	45	兔
3	赤絵深鉢とりんご	46	兔
4	秋の木々	47	枝のりんご
5	秋の山	48	海老
6	あやめ	49	海老
7	鮎	50	海老
8	伊豆の晩秋	51	柿
9	思い出の二侯城	52	胄
10	奥志賀にて	53	栗
11	柿	54	クレマチス
12	胄	55	鯉
13	果物	56	菖蒲
14	紅葉の山	57	水仙
15	櫻	58	チューリップ
16	信州の初春	59	南天
17	信州の新緑	60	鶏の親子
18	新野の森	61	ぼたん
19	秋彩	62	松林
20	鯛	63	実り
21	大正池焼岳	64	メロン
22	筍	65	山桜
23	天竜川	66	亥
24	鶏	67	卯
25	鶏	68	午
26	鶏	69	午
27	庭の木々	70	鯉
28	箱根にて	71	申
29	鉢とりんご	72	戌
30	晩秋	73	辰
31	富士	74	寅
32	富士山と雲	75	子
33	富士山と林	76	未
34	冬道路	77	富士山
35	冬の林	78	猪
36	冬の農家	79	朝顔
37	へりから見た大沢口	80	馬
38	ぼたん	81	葡萄
39	ぼたん	82	車海老
40	ぼたん	83	虎
41	真鶴の夏	84	虎
42	蘭	85	黒牛
43	雪景色		

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

浜松市長 様

申込者名 所在地  
名称  
代表者名  
<連絡先>  
氏名  
電話番号  
承諾書等送付あて住所  
〒 -

「本田宗一郎」自筆画(複製版)借用申込書

「本田宗一郎」自筆画(複製版)を下記のとおり借用したいので、申請します。

記

借用目的	
借用期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( ) (作品借用日 月 日) (作品返却日 月 日)
展示会場	会場名 住所 電話
借用作品名 及び点数	別紙 「本田宗一郎」自筆画(複製版)借用希望作品一覧のとおり

様式第2号(第5条関係)

平成 年 月 日

様

浜松市長

「本田宗一郎」自筆画(複製版)貸出承諾書

平成 年 月 日付けにて申込みのありました複製画の借用について、下記のとおり承諾します。

記

貸出複製画	
貸出期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( ) (作品借用日 月 日) (作品返却日 月 日)

使用条件

- 1 「本田宗一郎」自筆画(複製版)貸出要綱及び職員の指示事項を守ってください。
- 2 複製画の貸出し、返却及び貸出期間中の維持管理に要する経費は、申込者において負担してください。
- 3 善良な維持管理に努めてください。なお、万一損傷等した場合は、直ちにその旨を報告し指示を受けてください。また、修理等に要する費用は、申込者において弁償してください。

その他条件